

第1章 総則

第1節 計画概要

1 開聞岳の火山災害対策の基本方針，基本的な考え方

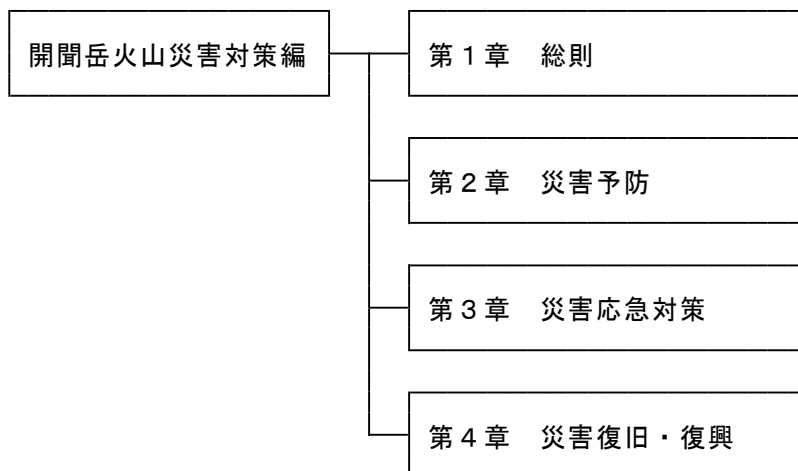
開聞岳の爆発的な噴火活動は約4,400年前以降から始まっている。最後の溶岩ドームの生成は仁和元年（885年）となっており，現在は休止期間となっている。休止期間は一様でなく，今後の活動については，現在の段階では予想が付きにくい状況にある。

開聞岳周辺には，指宿市をはじめ，南九州市，鹿児島市といった市が分布し，住民のほか，多くの観光客が滞在する地域である。本計画は，開聞岳の活動史や社会条件について触れるとともに市がなすべき火山災害対策についてとりまとめたものである。

2 計画の構成と主な内容

本計画は4章からなる。第1章は総則，第2章は災害予防，第3章は災害応急対策，第4章は災害復旧・復興である。

なお，本計画に定めのないものについては，「一般災害対策編」を準用する。



第2節 防災関係機関の業務の大綱

鹿児島県，県内市町村，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体，その他防災上重要な施設の管理者は，鹿児島県地域に関わる防災に関し概ね次の事務又は業務を処理する。

1 県

県は市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け，これらを総合するとともに，概ね次の事項を担当し，また災害救助法に基づく応急救助を実施し，かつ市町村に対し，必要な防災上の指示，勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 県防災会議に関する事務に関する事。 (2) 防災に関する施設，組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (3) 災害に関する情報の収集，伝達及び被害調査に関する事。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。 (5) リ災者の救助，医療，感染症予防等の救助保護に関する事。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。 (7) 災害時の文教，保健衛生，警備対策に関する事。 (8) 災害対策要員の供給，あつせんに関する事。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。 (10) 被災者に対する融資等被災者振興の対策に関する事。 (11) 被災施設の復旧に関する事。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導，指示，あつせん等に関する事。 (13) 災害対策に関する「九州・山口9県災害時相互応援協定」，「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。

2 市

市は，第1段階の防災機関として，概ね次の事項を担当し，また災害救助法が適用された場合は，県（知事）の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 市防災会議に関する事務に関する事。 (2) 防災に関する施設，組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (3) 災害に関する情報の収集，伝達及び被害調査に関する事。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。 (5) 罹災者の救助，医療，感染症予防等の救助保護に関する事。 (6) 被災した市管理施設の応急対策に関する事。 (7) 災害時の文教，保健衛生対策に関する事。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。 (9) 被災者に対する融資等被災者振興の対策に関する事。 (10) 被災施設の復旧に関する事。

- (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
 (12) 災害対策に関する広域応援協力に関すること。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村の処理すべき防災事務に関し積極的な協力をを行う。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察署	ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 イ 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 ウ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 オ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。 カ 災害時における警察通信の運用に関すること。 キ 津波警報等の伝達に関すること。
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	ア 公共施設等の災害復旧事業費の検査の立合に関すること。 イ 災害つなぎ資金の貸し付けに関すること。 ウ 災害復旧事業費の貸し付けに関すること。 エ 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 オ 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。 カ その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
九州厚生局	ア 災害状況の情報収集通報。 イ 関係職員の現地派遣。 ウ 関係機関との連絡調整。 エ その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九州農政局	ア 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 イ 農業に係る防災、災害応急対策及び災害普及に係る指導調整並びに助言に関すること。 ウ 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 エ 主要食料の安定供給対策に関すること。 オ その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九州森林管理局	ア 国有林並びに民有林直轄区の治山事業の実施に関すること。 イ 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 ウ 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。 エ その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
九州経済産業局	ア 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。 イ 被災商工業、鉱業の事業者に対する融資あっせんに関すること。 ウ その他防災に関し経済産業局の所掌すべきこと。
九州産業保安監督部	ア 電気施設、ガス、火薬類等の保安の推進に関すること。

	<p>イ 各取扱業者に対する予防体制の確立の指導等に関すること。</p> <p>ウ 鉱山における災害の防止に関すること。</p> <p>エ 鉱山における災害時の応急対策に関すること。</p> <p>オ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。</p>
九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	<p>ア 自動車運送業者に対する輸送の命令に関すること。</p> <p>イ 被災者、救済物資等の輸送調整に関すること。</p> <p>ウ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。</p> <p>エ 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。</p> <p>オ 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。</p> <p>カ 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。</p> <p>キ その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。</p>
九州地方整備局	<p>ア 港湾、海岸災害対策に関すること。</p> <p>イ 高潮、津波災害等の予防に関すること。</p> <p>ウ 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。</p> <p>エ 直轄河川の水防に関すること。</p> <p>オ 直轄国道の防災に関すること。</p> <p>カ 九州地方における「大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。</p> <p>キ その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。</p>
大阪航空局 (鹿児島航空事務所)	<p>ア 航空運送業者に対する輸送の協力要請に関すること。</p> <p>イ 航空機の運航に関する情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>ウ 航空機の代替輸送に関すること。</p> <p>エ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。</p> <p>オ その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。</p>
国土地理院九州地方測量部	<p>ア 地殻変動の監視に関すること。</p> <p>イ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。</p> <p>ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。</p>
福岡管区气象台 (鹿児島地方气象台)	<p>ア 噴火警報・予報（噴火警戒レベル）、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、そのほか火山に関する情報や資料の発表及び通報に関すること。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報の発表及び通報に関すること。</p> <p>ウ 災害発生時における気象、地象、水象の観測資料の提供に関すること。</p> <p>エ 防災気象知識の普及及び指導に関すること。</p> <p>オ 気象災害防止のための統計調査に関すること。</p>
第十管区海上保安本部	<p>ア 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。</p> <p>イ 警報等の伝達に関すること。</p> <p>ウ 情報の収集に関すること。</p>

	<p>エ 海難救助等に関すること。</p> <p>オ 排出油等の防除に関すること。</p> <p>カ 海上交通安全の確保に関すること。</p> <p>キ 治安の維持に関すること。</p> <p>ク 危険物の保安措置に関すること。</p> <p>ケ 緊急輸送に関すること</p> <p>コ 物資の無償貸付又は譲与に関すること。</p> <p>サ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。</p> <p>シ 警戒区域の設定に関すること。</p> <p>ス その他防災に関し海上保安部の所掌すべきこと。</p>
九州総合通信局	<p>ア 非常通信体制の整備に関すること。</p> <p>イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。</p> <p>ウ 災害時における通信機器, 臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸し出しに関すること。</p> <p>エ 災害時における電気通信の確保に関すること。</p> <p>オ 非常通信の統制, 監理に関すること。</p> <p>カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。</p>
鹿児島労働局	<p>ア 工場, 事業場における労働災害の防止に関すること。</p> <p>イ その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。</p>

4 自衛隊

陸上自衛隊 第12普通科連隊, 海上自衛隊第1航空群	<p>(1) 人命救助, 消防, 水防, 救助物資, 道路の応急復旧, 医療防疫給水等のほか災害通信支援に関すること。</p> <p>(2) その他の防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。</p>
----------------------------------	--

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は, その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し, 概ね次の事項について県及び市町村の処理すべき防災事務に関し, 積極的に協力するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鉄道関係機関 (九州旅客鉄道(株), 日本貨物鉄道(株))	<p>ア 鉄道施設等の防災, 保全に関すること。</p> <p>イ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。</p> <p>ウ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。</p>
西日本電信電話(株) (鹿児島支店)	<p>ア 電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること。</p>
日本銀行 (鹿児島支店)	<p>ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</p> <p>(ア) 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>(イ) 現金供給のための輸送, 通信手段の確保</p>

	<p>(ウ) 通貨および金融の調節</p> <p>イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>(ア) 決済システムの安定的な運行に係る措置</p> <p>(イ) 資金の貸付け</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>オ 各種措置に関する広報</p> <p>カ その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策</p>
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	<p>ア 災害時における医療救護（医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等）に関すること。</p> <p>イ こころのケアに関すること。</p> <p>ウ 救援物資の備蓄と配分に関すること。</p> <p>エ 災害時の血液製剤の供給に関すること。</p> <p>オ 義援金の受付に関すること。</p> <p>カ 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。</p> <p>キ 災害時の外国人の安否調査に関すること。</p>
独立行政法人国立病院機構	<p>ア 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること。</p> <p>イ 災害医療班の編成・派遣に関すること。</p> <p>ウ 被災地での医療救護に関すること。</p>
日本郵便株式会社 (各郵便局)	<p>ア 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。</p> <p>イ 災害時における郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災者あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(エ) 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い</p> <p>(オ) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請</p> <p>(カ) 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除</p> <p>(キ) 郵政公社医療機関による医療救護活動</p> <p>(ク) 災害ボランティア口座</p> <p>ウ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。</p>
日本放送協会及び放送関係機関	<p>ア 気象予警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。</p> <p>イ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。</p>

西日本高速道路(株)	ア 西日本高速道路(株)の管理する道路等の整備・改修に関する事。 イ 災害時の輸送の確保に関する事。
自動車運送機関 (日本通運(株), (公社) 鹿児島県バス協会, (公社)鹿児島トラック 協会等)	ア 災害時における貨物自動車等による救助物資等の輸送の確保に関する事。
海上輸送機関	ア 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関する事。
電力供給機関(九州電力(株))	ア 電力施設の整備と防災管理に関する事。 イ 災害時における電力供給確保に関する事。 ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
ガス供給機関	ア アガス施設の整備と防災管理に関する事。 イ 災害時におけるガス供給確保に関する事。 ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
指宿医師会	ア 災害時における医療救護, 助産に関する事。
指宿歯科医師会	ア 災害時における歯科医療に関する事。 イ 身元確認に関する事。
指宿薬剤師会	ア 災害時における薬剤の管理及び供給に関する事。
鹿児島県看護協会	ア 災害看護に関する事。
鹿児島県建設業協会 指宿支部	ア 公共土木施設の被害情報の収集に関する事。 イ 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関する事。

第3節 開聞岳の特徴

1 開聞岳の概要

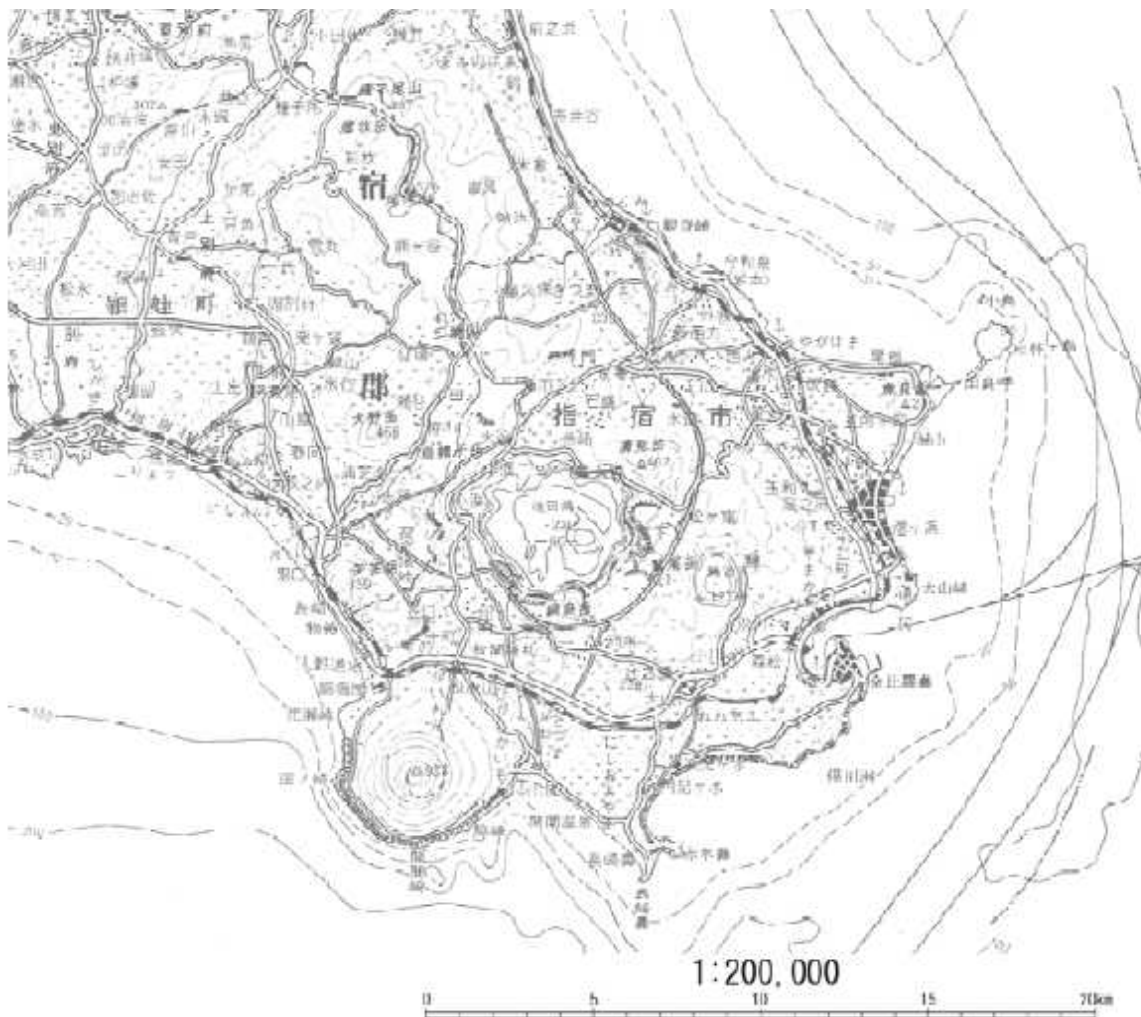
(1) 地形・地質の概要

開聞岳は薩摩半島の南端に位置し、基底直径約4.5 km、標高924mの成層火山である。阿多カルデラの中に生じた後カルデラ丘とみられる。

開聞岳はおよそ4,400年前から爆発的な噴火を繰り返し、開聞岳周辺（特に東部）に火山れき・火山灰やスコリア、スコリア質火山灰を広く放出した。数千年の活動期間の間にマグマの組成は塩基性から酸性へと変化し、これに伴って噴火の状態が変化している。千数百年前には水蒸気爆発によって山頂南側が崩壊し、874年、885年の噴火では山頂付近の地形が大きく変化し、噴火末期に火口内に溶岩ドームが形成された。

図1-1には開聞岳周辺の地形図を示す。

図1-1 開聞岳周辺の地形図



2 気象条件

(1) 風速

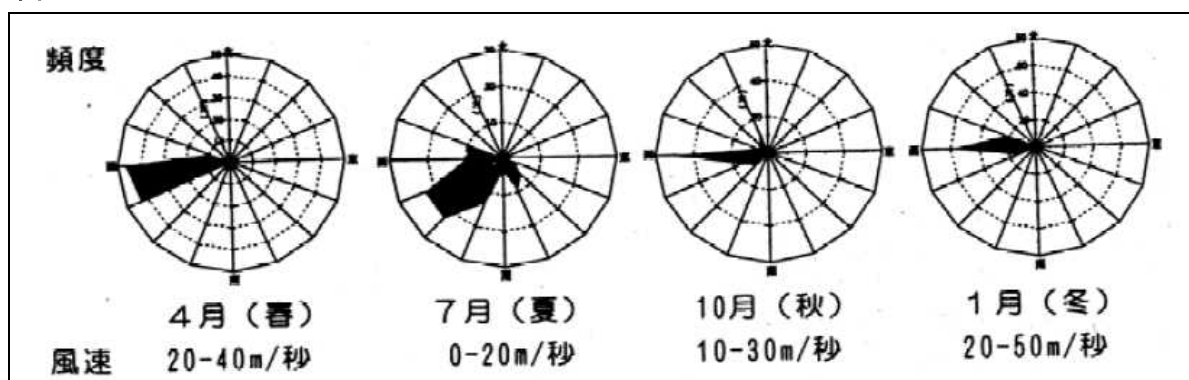
1995年の高層気象観測データ（観測点：鹿児島（鹿児島市東郡元町）から、開聞岳周辺上空（3,000m～10,000m）での風向・風速を季節ごとにまとめると以下のとおりとなる。

風向：春季、秋・冬季の上層風は上空3,000m～10,000mまでほとんどが西風である。夏季は南西の風の頻度が高い。高度による風向の差は殆どない。

風速：冬季は偏西風の影響で上空10,000m付近では秒速80mを超えることがある。夏季はどの高度でも秒速20mを超えることはあまりない。

なお、上空5,500m付近の風向風速を図1-2に示す。

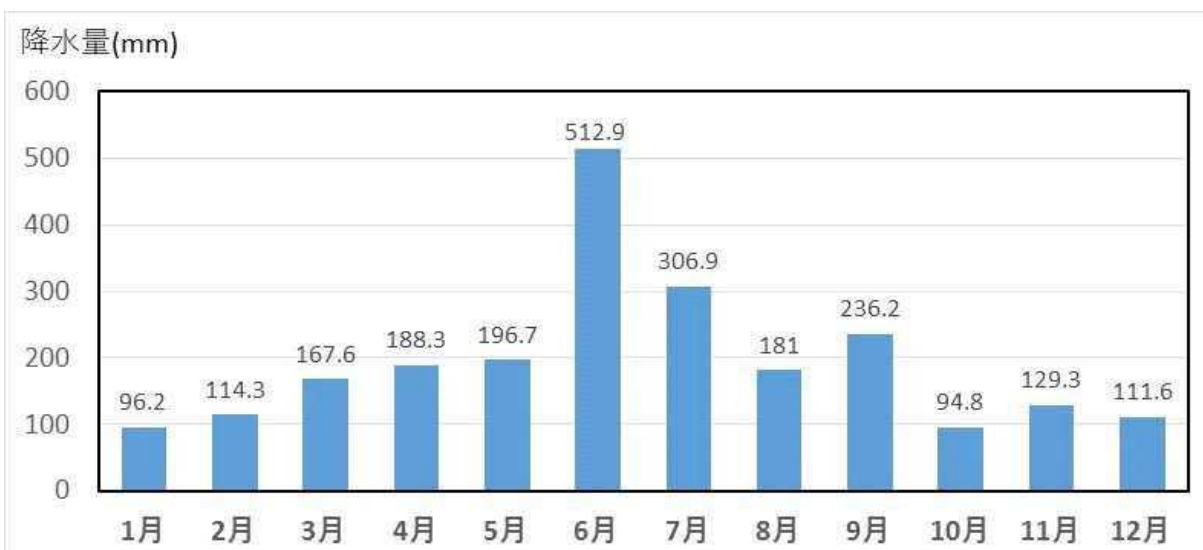
図1-2



(2) 降水量

開聞岳周辺では、梅雨時の6月の降水量が多く、月平均300mm以上の降水が観測されている。一方、秋の10月から2月までは、月平均100mm前後と降水量は少ない。枕崎測候所で観測されている降水量の平年値を図1-3に示す。

図1-3 枕崎測候所の降水量の平年値（1991～2020年）



3 開聞岳の活動史

(1) 開聞岳の活動

3～4万年前に薩摩半島南部では阿多カルデラを生じる大規模な噴火活動が発生した。その後、阿多カルデラ内では10数個の溶岩ドームやマール、カルデラが相次いで活動を開始した。開聞岳はこれらの阿多カルデラの後カルデラ丘の一連の活動として、およそ4,000年前から活発な活動を開始した。

(中村, 1980)

開聞岳周辺の火山噴出物調査によると(中村, 1967), 開聞岳の火山灰層序は図1-4のように示される。

(2) 記録に残る火山活動

開聞岳の活動についての記録は、西暦紀元前520から477年頃のものからあり、現在までに6回の噴火のほか、3回の異常が推測されている。

なお、西暦紀元前520年から477年ごろ及び西暦紀元91年の噴火については伝説と考えられ信ぴょう性に乏しい(石川, 1981)。

また、有史以降の噴火記録は885年とされているが、枚聞神社由緒記には1615年に噴火した記録が示されている(石川, 1981)。

・紀元前520～477年

噴火?

・91年(十二代景行天皇二十年)

噴火?

・貞観2年(860)

異常?

・貞観8年(866)

異常?

・貞観16年3月4日(874年3月29日)

山頂から噴火が始まり、火山雷、振動を伴って火山灰・火山砂等が終日降下し、3～15cm積もった。また、爆発に伴う上昇気流によって激しい降雨が発生した。

・元慶6年(882)

異常?

・元慶8年(884)

爆発音?

・仁和元年7月12日夜(885年8月29日)～同年8月11日(9月27日)

噴火によって星が見えないほど暗くなり、雨のように砂石が降った。噴火は一時停止したが、9月27日に再び噴火、雷のような震声とともに砂石が降り、翌28日まで続いた。

古文書によると、874年あるいは885年の噴火では、山頂火口で噴火が始まり、およそ1日にわたって活動を続けている。この間、風下側には大量の火山灰、火山砂を降下させている。

噴火記録のある枚聞神社は開聞岳北部、火口からおおよそ3kmに位置する。古文書には溶岩流や火砕流についての記載はないが、噴出物の分布から熱いスコリアの降下や火砕流、溶岩

流の流下等が発生しているようである。

噴出物の層序から、大量の火砕物が降下する前に溶岩が流出したことが確認できるほか（中村，1992）。また、爆発的な噴火に伴う上昇気流による激しい降雨が記録されている。

・ **元和元年（1615年）**

「最後の炎上，後水尾帝元和元年炎上」（枚聞神社由緒記）

1615年の噴火記録が示されており、この時の活動で開聞岳北西山腹の小丘が形成されたとされている（水蒸気爆発による砕せつ丘）。

・ **昭和42年（1967年）**

8月5日～8日 地震群発

・ **平成12年（2000年）**

12月12日～12月下旬

12月12日に山頂の東側2箇所と西側2箇所の岩穴から噴気が上がり、翌13日の噴気は、薄い白色、無臭で高さは最も高いところで3m、温度は、14℃であった。

12月21日には、白色、無臭の噴気が2～3m上がり、温度は12℃。いずれも、二酸化硫黄、硫化水素は検出されなかった。（日本活火山総覧）

この件に関して、翌年、火山噴火予知連絡会では、火山活動の活発化ではないとしている。

（3）開聞岳の噴火の特徴

開聞岳の主な爆発的活動は約4,400年前以降から始まり、平均して約100年（短くて約10年、長くて800年）の休止期間を挟んで続いている。総噴出物量は約5.7km³、火山砕せつ物と溶岩の体積比は7：1で極めて爆発的な活動である。

噴出物の分布や種類等から開聞岳の活動は以下のようにまとめられる。

ア 阿多カルデラ内の他のカルデラ丘の活動記録からみて、開聞岳の活動はいまだ終了していない。

イ 噴火は主に山頂火口で起こっているが、山腹斜面からの噴火も起きている。

ウ 大量の火砕物を放出する爆発的な噴火と溶岩の流出を繰り返す。

エ 数千年の間にマグマの組成が塩基性から酸性へと変化している。

→溶岩ドームの形成や水蒸気爆発及びそれに伴う山体崩壊の危険性

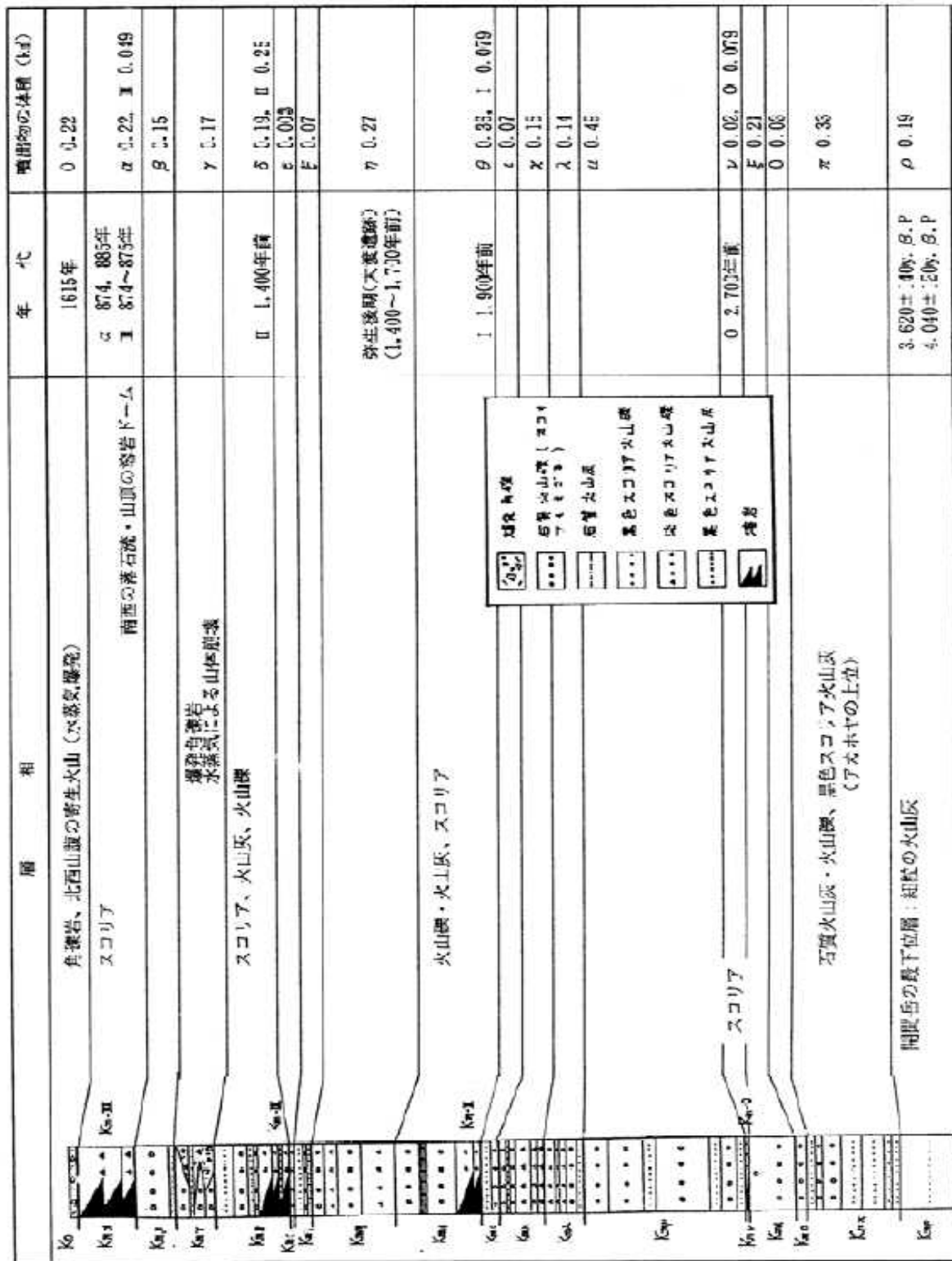
→溶岩ドームの崩壊に伴う火砕流の危険性

→海中への土砂流入による津波等の危険性

オ 噴火に伴って激しい降雨が記録されている。

カ 前兆現象については不明である。

図 1-4 開聞岳の火山灰層序



第4節 開聞岳周辺地域の社会条件

1 人口

開聞岳は鹿児島県指宿市開聞に属し、北西は南九州市、北は鹿児島市と接している。本市の人口は指宿市が36,847人であり、開聞岳の東の川尻、北の開聞駅周辺、北西の脇浦には火口から3 km以内に人口密集地が分布している。

表1-1 開聞岳周辺の人口分布

(令和7年4月1日現在)

地域	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
指宿市	36,847	19,486	148.8	247.63
十町地区	1,976	834		
川尻地区	1,355	695		

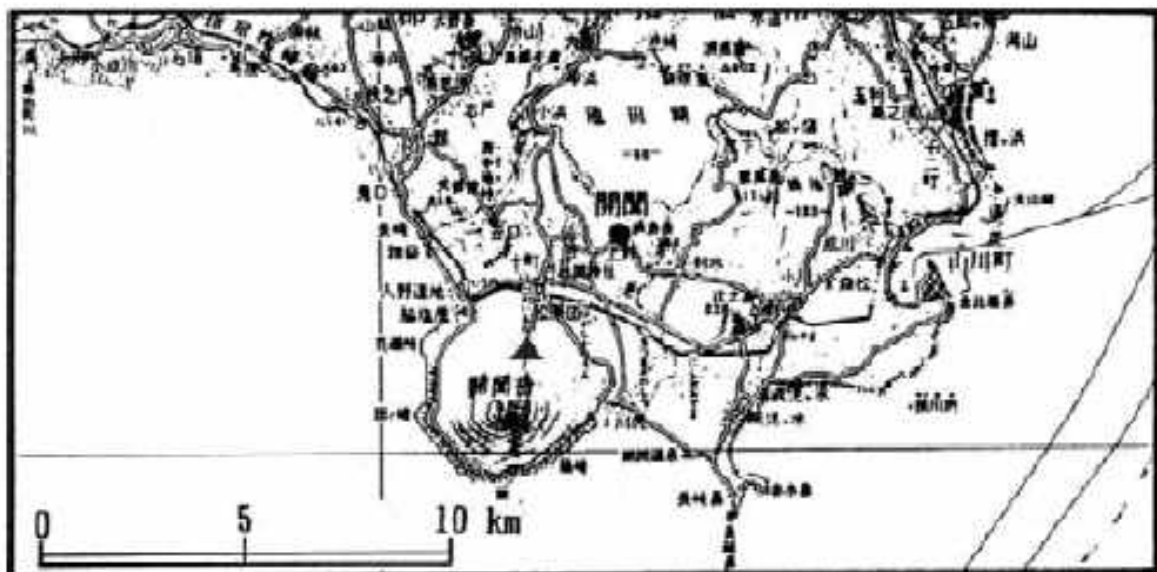
2 交通

開聞岳の北にはJR指宿枕崎線が東西に通っており、国道226号がこれに平行している。また、開聞岳を周回するように九州自然歩道が通っている。

3 観測体制

京都大学によって地震計及びGPS観測点をそれぞれ1点設置し、防災研究所附属火山活動センター桜島観測所までテレメータして常時観測を行っている。図1-5には、観測施設の分布位置を示す。

図1-5 火山観測施設位置図(京都大学) ● 地震観測点 ▲ GPS観測点



第2章 災害予防

第1節 火山災害に強い地域づくり

火山災害に強い地域づくりを推進するために市は、砂防施設等防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進するとともに、平常から火山の監視に努め、少しでも早く噴火の前兆現象等を把握し、的確な方法で情報を収集・伝達することが重要である。

第2節 住民の防災活動の促進

開聞岳周辺の住民が開聞岳が活火山であるという意識を持つとともに、正しい防災思想と知識を身につけ、災害時には住民が協力し合って被害の軽減に当たらなければならない。

1 防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、災害時要援護者及び観光客を助け、避難所の運営の協力、あるいは県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災活動へ寄与することが求められる。このため市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

2 防災知識の普及

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ住民等に対し、防災知識の普及、啓発を図るものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 家庭等での予防、安全対策<ul style="list-style-type: none">・最低3日、推奨1週間分の食料、飲料水、非常持出品の準備等・家庭内の連絡体制の確保 |
|--|

ア 防災教育

学校等の教育機関においては、防災に関する教育の充実、地域の実情に応じた防災知識の普及等に資する施設設置に努めるものとする。

イ 普及方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、掲示板等を活用するものとする。

ウ イベント等の開催

市は、防災週間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

第3節 住民の防災活動の環境整備

1 消防団の活性化と促進

県及び市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

2 自主防災組織の育成強化

噴火その他の災害の発生に際しては、迅速・的確な防災活動や避難活動だけでなく、地域住民が自分たちで守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進するものとする。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

4 防災ボランティア活動の環境整備

県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から地域団体、近隣市、社会福祉協議会、NPO法人及びボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、ボランティア団体等と協力して連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図るなど、その活動環境の整備を図るものとする。

その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

5 事業所の防災促進

(1) 事業所による防災活動の推進

地元事業所は、災害時の事業所の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各事業所において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、宿泊施設や交通機関の管理者等は観光客の安全を確保するよう万全を期するものとする。

(2) 県及び市の支援

県及び市は、事業所の防災意識の高揚を図るとともに、施設防災マニュアルの作成の検討、実施を図るものとする。

第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究並びに観測等の推進

1 火山観測の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために市は、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国・県の関係省庁機関等に要請する。

2 火山噴火災害危険区域予測図の検討

市は、過去の噴出物の分布、現在の地形等の研究をもとに火山災害の及ぶ範囲を示した開聞岳火山噴火災害危険区域予測図の作成について検討する。

第3章 災害応急対策

第1節 火山情報、被害状況の収集通報、伝達

住民等が噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合は、指宿市及び関係機関は、情報を通報する。

指宿市の通報系統は図2-1のとおりである。

図2-1



1 住民等による伝達及び通報火山

(1) 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりとする。なお、住民からの通報は異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については、正確な情報を把握するように努める。

ア 顕著な地形の変化

- A 山・がけ等の崩壊
- B 地割れ
- C 土地の隆起・沈降等
- イ 噴気・噴煙の異常
 - A 噴気口・火口の拡大，位置の移動・新たな発生等
 - B 噴気・噴煙の量の増減
 - C 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
- ウ 湧泉の異常
 - A 新しい湧泉の発見
 - B 既存湧泉の枯渇
 - C 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
- エ 顕著な地温の上昇
 - A 新しい地熱地帯の発見
 - B 地熱地帯の拡大・移動
 - C 地熱による草木の立ち枯れ等
 - D 動物の異常挙動
- オ 湖沼・河川の異常
 - A 水量・濁度・臭・色・温度の異常
 - B 軽石・死魚の浮上
 - C 泡の発生
- カ 有感地震の発生及び群発
- キ 鳴動の発生
- (2) 被害情報の内容
 - ア 噴火・地震等による被害状況（被災地域，被災人員，家屋等）
 - イ 噴火後における噴石・降灰等の状況
 - ウ 避難経路の状況

2 市による情報の収集及び伝達，通報

(1) 被害情報の収集

市における被害情報の収集は，次の者が行う。

ア 地域協力者による収集・通報

次にあげる地域協力者は，地区住民と連携をとって，開聞岳火山噴火に関する各種災害情報を収集し直ちに開聞支所地域振興課に通報する。

表 2-1 指宿市の地域協力者

市 町 名	地域協力者
指宿市	自治公民館長

イ 消防機関による収集・通報

消防機関の職員は，その職責に基づき，積極的に災害情報を収集し，直ちに指宿市役所危機管理課に通報する。

ウ 市職員による情報通報

市は，災害の状況に応じて，情報収集班を編成し，必要箇所の情報担当を図る。

(2) 被害情報の通報

情報を得た担当課は、収集・整理した被害情報を図2-1に従って関係機関に通報する。なお、その際、収集した情報については、把握できた範囲内で直ちに県に対し第一報を行うこととするが、通信の途絶等により県に通報できない場合は、直接消防庁に通報する。

- ア 噴火・地震等による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）
- イ 噴火後における噴石・降灰等の状況
- ウ 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- エ 避難準備、勧告、指示等市の措置
- オ 災害対策本部の設置状況
- カ 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- キ 車両、医療救援要請に関する情報
- ク 避難誘導、輸送、救助等災害対策実施状況

(3) 通報の方法

- ア 口頭
- イ 一般加入電話（携帯電話）
- ウ 専用電話（警察電話）
- エ 無線電話

3 県による情報収集及び伝達、通報

(1) 情報収集

県は、積極的な情報収集に努め、把握できた範囲で直ちに消防庁に対し第一報を行う。また、県は次の機関から情報を得る。

- ア 指宿市、南九州市
- イ 警察本部
- ウ 消防機関
- エ 県防災航空センター
- オ 鹿児島地方気象台
- カ 京都大学防災研究所附属火山活動研究センター桜島観測所
- キ 第十管区海上保安本部
- ク その他関係機関

県は、他機関から被害情報の収集ができない場合は、自衛隊又は海上保安庁に対し、必要情報の収集を要請する。

申請内容	災害派遣により航空機、船舶等特殊能力の情報班の出動を要請
------	------------------------------

(2) 情報の伝達、通報

県は収集した情報を必要に応じて次の関係機関に通報する。

表 2 - 2 県の情報通報先

通報先	電話
指宿市役所（危機管理課）	0993-22-2111
開聞支所（地域振興課）	0993-32-3111
山川支所（地域振興課）	0993-34-1111
南九州市穎娃支所（地域振興課）	0993-36-1111
鹿児島県警察本部（警備課）	099-206-0110（内線3581）
鹿児島地方気象台（観測課）	099-250-9916
第十管区海上保安本部	099-250-9800
陸上自衛隊第12普通科連隊（第3科）	0995-46-0350
海上自衛隊第1航空群司令部（当直室）	0994-43-3111（内線2222）
日本赤十字社鹿児島県支部（事業推進課）	099-252-0600
九州運輸局鹿児島運輸支局（谷山港庁舎）	099-261-9191
九州運輸局鹿児島運輸支局（本庁舎）	099-222-5660
指宿地区消防組合本部	0993-22-5111

4 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）による情報収集及び伝達、通報

（1）被害情報の収集

ア 巡視船艇・航空機による情報収集

巡視船艇・航空機による被害情報の収集は、上陸可能な場合と不可能な場合とに分け、次のように実施する。

また、調査に関しては必要に応じて写真撮影を実施する。

現地上陸が可能な場合	調査班を派遣して調査
現地上陸が不可能な場合	可能な範囲で目的地に接近して調査

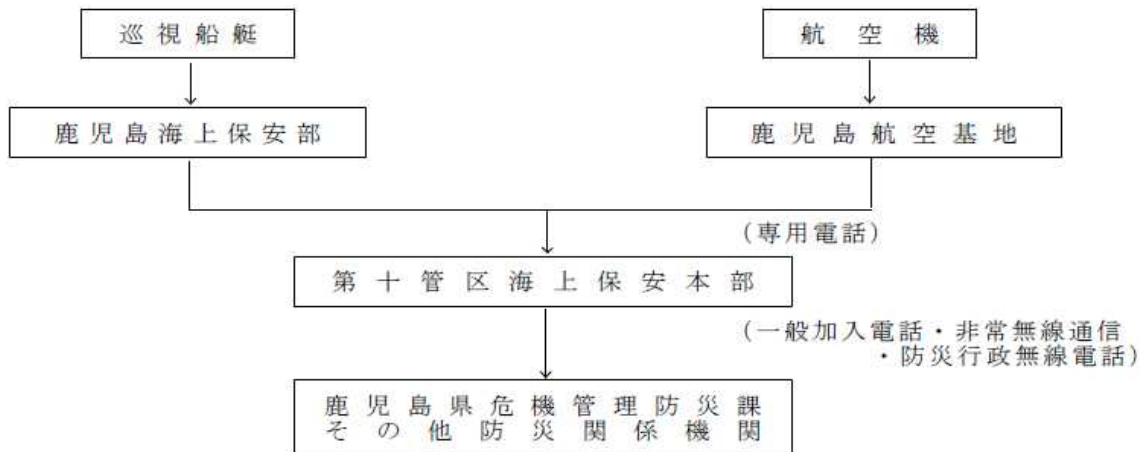
イ 航空機による収集

航空機によって現地上陸に可能な範囲で接近し、視認による調査及び航空写真の撮影を実施する。

（2）被害情報の通報

収集された被害情報は、図 2 - 2 の系統に従って通報される。

図 2-2 海上保安部による被害情報の通報系統



(3) 情報の内容

第十管区海上保安本部が必要とする情報及び通報する情報は、次のとおりである。

- 被害地区の状況
 - ・被災者数及び避難者数
 - ・避難の範囲及び被災の状況
 - ・避難者の集結場所の状況
 - ・現地の要望事項
- 避難者輸送船舶の状況
 - ・避難者輸送に従事する船舶数
 - ・輸送先
 - ・避難者輸送船舶ごとの避難者数
- 付近海面の状況
 - ・浮遊物、いけす等航路障害物の状況
 - ・沿岸周辺の埋没状況
- その他

5 県警察本部による伝達及び通報

(1) 被害情報の収集

県警察本部は、大きな噴火のおそれがあると認められる場合は、次の体制をとる。

警察本部	県警察警備連絡室
指宿警察署	署警備実施本部・現地警備本部

現地においては、噴火活動の状況に応じて情報収集及び諸対策を実施する。

- ア 大きな噴火の発生が予想される場合
 - ・実施部隊による各種情報の収集
- イ 大きな噴火のおそれがあり事態が重大と認められる場合
 - ・情報部隊による各種情報の収集
 - ・実施部隊による諸対策の実施

(2) 被害情報の通報

収集された各種情報は、図2-3の系統により通報される。

図2-3 県警察本部による被害情報の通報系統



(3) 被害情報の内容

気象，地象，水象等開聞岳噴火に関係するすべての事項

6 火山情報の発表と伝達及び通報県警察本部による伝達及び通報

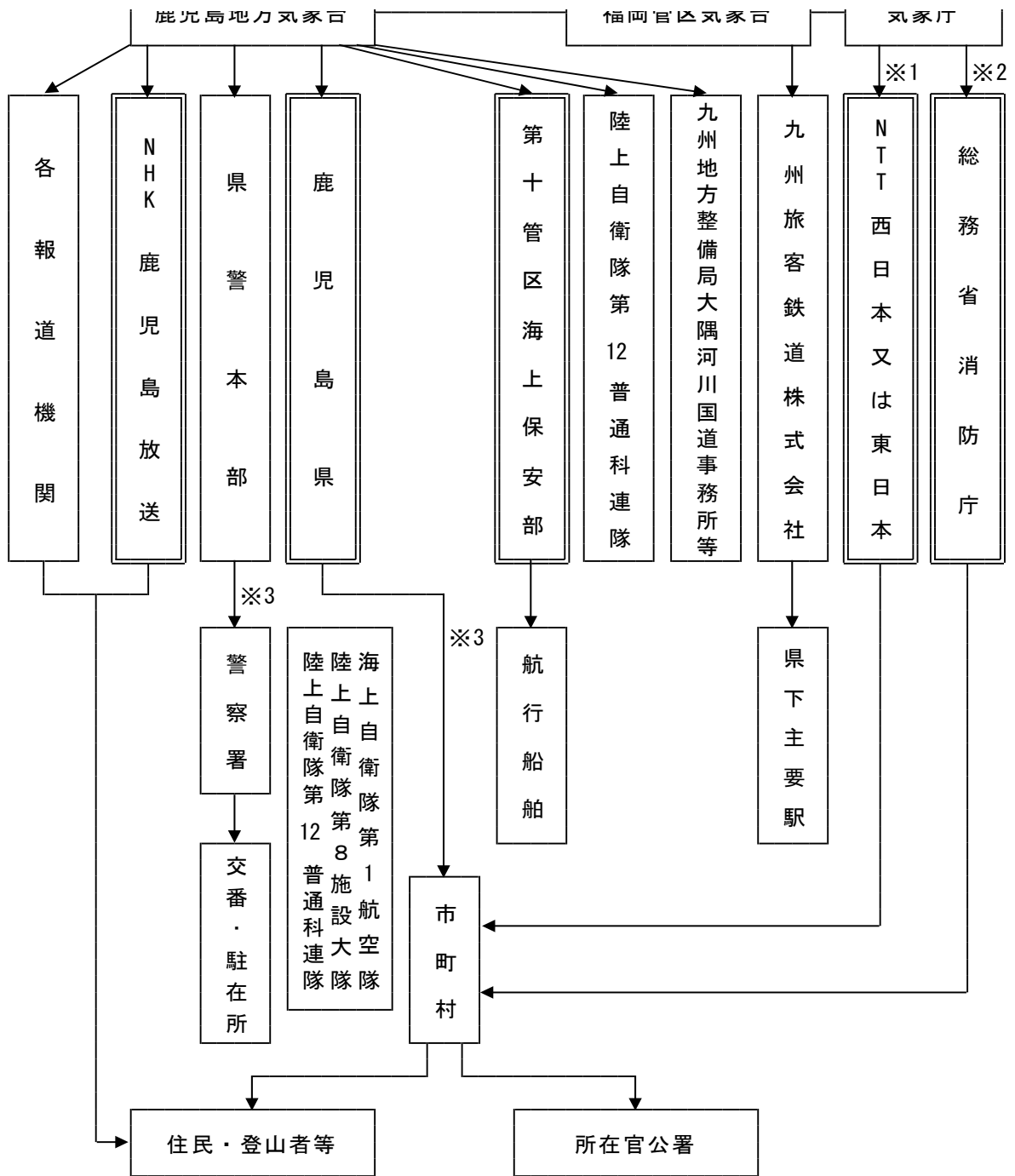
(1) 火山情報の種類

- ア 緊急火山情報（火山現象による災害からの人の生命及び身体を保護するための必要があると認める場合）
- イ 臨時火山情報（火山現象による災害について防災上の注意を喚起する必要があると認める場合）
- ウ 火山観測情報（臨時火山情報又は緊急火山情報の補完等その他火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認める場合）

(2) 緊急火山情報の伝達系統

県は、緊急火山情報を受理したとき、次の伝達系統に従って関係機関に伝達をするものとする。

図2-4 噴火警報の伝達系統



- 1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
- 2 特別警報が発令された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置が、それぞれ法律により義務付けられている。
- 3 ※1 気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
- 4 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）
- 5 ※3 防災情報ネットワーク

7 通信手段の確保

(1) 通信手段の種類

降下火砕物、地震その他の現象により被災地内の一般加入電話（携帯電話）及び警察電話が使用不能となった場合、現有無線網を用いる。

現有無線網は、一般加入電話が使用不能となった場合、市が有する無線通信施設を利用することができる。利用可能な無線網は次のようなものがある。

- ア 消防無線電話
- イ 警察無線電話
- ウ 防災行政無線電話
- エ 鹿児島地区非常無線通信協議会

(2) 移動無線局の配置

ア 無線車及び携帯無線機の配置

一般加入電話、警察専用電話による通信が途絶した時は、警察無線車、携帯無線機及び消防無線車を配置し、被災地内から警察本部と消防本部間の通信系統を確保する。

イ 市無線系

現有する市防災行政無線等を適宜編成して使用する。

(3) 自衛隊による通信

無線車等による通信に支障がある場合は、自衛隊の災害派遣を要請して、被災地内との通信を確保する。

ア 通信隊の派遣

イ 連絡隊の派遣

(4) アマチュア無線の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合、アマチュア無線の協力を依頼する。

8 自衛隊の災害派遣

知事等は、開聞岳火山の噴火に際して、関係市町、県及び防災関係機関が実施する応急対策で対処できない場合、自衛隊の災害派遣を要請する。

(1) 災害派遣要請の要領

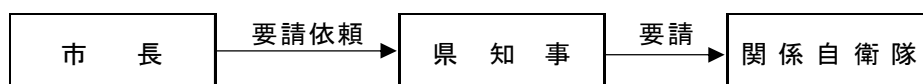
ア 災害派遣の手順

災害派遣要請の手順は、次のように実施する。

A 市長は、自衛隊の災害派遣要請の必要を認めた場合、自衛隊災害派遣依頼書に必要事項を記入し、知事に依頼する。

B ただし、災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に市長から直接要請を行うことができる。

C 知事は、市長から派遣の依頼があった場合、又は自らが必要と判断した場合、関係自衛隊に派遣を要請する。



イ 連絡方法

派遣要請又は要請派遣にあたっては、電話（非常電話）、防災行政無線、その他迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(2) 災害派遣要請時の明示事項

市長、知事等が自衛隊の災害派遣要請又は要請依頼を行う場合、次に示す事項を明示する。

ア 災害時の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考事項（現地における対策実施機関及び対策の内容等）

(3) 自衛隊の自発的出動と手順

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な火山災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により都道府県庁等と連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、火山による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

第2節 避難勧告等の発令

1 避難勧告等の発令

市長は、開聞岳火山噴火災害対策連絡会議をはじめとする関係機関の助言に基づき、火山噴火により住民の生命、身体等に危険があると判断された場合には必要に応じて警戒区域の設定、避難勧告等を行うとともに、安全に避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策を講ずるものとする。

市長は、状況に応じて「登山注意」から「避難指示」までの5段階の措置の発令を行う。それぞれの規制段階は次のとおりとする。

表2-3 規制内容別避難発令基準

規制内容	発令基準	規制区域	規制等の措置
1 登山注意	火山現象に関連する異変を認めた、あるいは鹿児島地方気象台から臨時火山情報が発表され、火山周辺への立入りには、注意を要すると判断されたとき。	火口周辺	ア 各登山口、火口付近その他適宜の場所の掲示板等にその旨を掲示するとともに広報紙その他の方法により、登山者、住民等への周知を図る。 イ 上記について関係機関、団体等に対しその周知を図る。
2 登山禁止	火山現象に関連する異変を認めた、あるいは鹿児島地方気象台から臨時火山情報が発表され、登山は危険であると判断されたとき。	火口の中心から半径2km以内	ア 「1 登山注意」の場合に準じ措置するとともに、周辺市職員、消防団員等を巡視警戒に当たらせるものとする。 イ 道路管理者に対し、交通規制の措置を要請する。
3 避難準備	噴煙、有感地震等異常現象が発生、又は強雨が予想され、あるいは鹿児島地方気象台から緊急火山情報が発表され、噴火、土石流、その他による災害が発生することが予想されるとき。	災害危険予想区域	ア サイレン、広報車及び消防団員等の巡回により規制内容の周知徹底を図る。 イ 防災担当者は、直ちに一次避難所の開設を行う。 ウ 前記措置について関係機関に連絡するとともに警戒区域外への避難準備を行うよう指示する。
4 避難勧告	噴火が発生、又は有感地震の続発等顕著な異常現象が発生、又は強雨が予想され、あるいは鹿児島地方気象台から緊急火山情報が発表され、噴火、土石流、その他による大災害が発生し、住民の生命財産の危険が迫ってきたとき。	災害危険予想区域	ア サイレン、広報車及び消防団員等の巡回により規制内容の周知徹底を図る。 イ 防災担当者は住民等に対し、あらかじめ決められた避難所に集合するよう徹底を図る。 ウ 前記措置について関係機関に連絡する。

5 避難指示	噴火活動が活発になり噴火その他の大災害の発生が確実となり、住民の生命身体の危険が予見される時、又は噴火その他の大災害が発生したとき。	災害危険予想区域	<p>ア サイレン、広報車及び消防団員等の巡回により規制内容の周知徹底を図る。</p> <p>イ 消防分団長及び避難誘導責任者は住民をまとめて警戒区域外への避難誘導を行う。</p> <p>ウ 残留希望者についても強く指示して避難させる。</p>
--------	--	----------	--

2 その他の避難

市長は、前記の避難発令基準以外に噴火の状況によって、次の場合が予想されるので、適切な措置を講じておくこととする。

- (1) 住民等の自主判断により、勧告・指示より早く避難所に集まったとき。
 - ・火山活動状況の詳細な説明を行う。
 - ・避難継続の支援（寝具、食料等）を講じる。
- (2) 夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰等による避難が遅れるとき。
 - ・集結地に集合した者の点呼を行い、避難が遅れている者の確認を行う。

第3節 避難の実施

1 警戒区域の設定・避難勧告等

市長は、開聞岳噴火災害対策連絡会議の助言等に基づき、火山噴火により住民の生命、身体等に危険がある場合には必要に応じて警戒区域の設定、避難勧告等を行うとともに、警戒区域外へ避難するよう適切な避難、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策を講ずるものとする。

(1) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 市の実施する避難措置

避難勧告等の発令

市長は、第2節1に定めた規制内容別避難発令基準に従って避難勧告等を発令する。

(3) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

ア 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示

警察官又は海上保安官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

イ 警察官による避難の措置

警察官は、前記アの避難の指示のほか、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）

第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

ウ 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定

警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

エ 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

(4) 知事による避難の指示等の代行

知事は、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施するものとする。

(5) 開聞岳噴火災害対策連絡会議の開催等

市は、必要に応じて関係市町及び関係各機関によって構成される「開聞岳噴火災害対策連絡会議」を開催し、鹿児島地方気象台や京都大学防災研究所附属火山活動研究センター桜島観測所の情報に基づいた検討協議を行う。また、同連絡会議は関係市に対し、その検討結果に基づく助言・勧告を行う。

なお、同連絡会議の構成及び連絡表は別表1のとおりである。

2 避難指示等の伝達

(1) 伝達の方法

避難指示等の伝達は、図2-5の要領により周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。

ア 防災行政無線による伝達

イ 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器により伝達

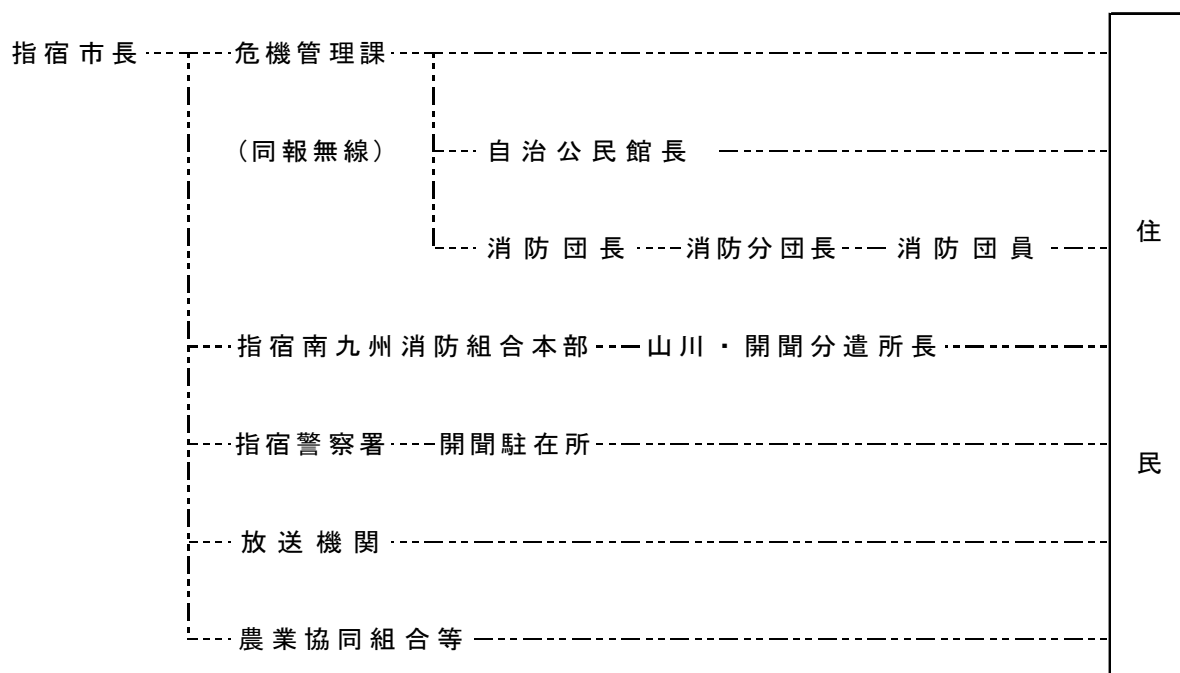
ウ 広報車(消防車等)による伝達

エ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達

オ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達

カ 地区放送、電話、航空機その他の方法による伝達

図 2-5 避難指示等の伝達系統



(2) 伝達の内容

- ア 避難先とその場所
- イ 避難経路
- ウ 避難の理由
- エ その他の注意事項

3 報告・通報

市長は、避難指示等を行った場合は、直ちに県知事に報告する。
 県知事は、市長から報告を受けた場合、関係機関及び放送機関にその旨を通知する。

4 避難の要領

避難先は指定された危険区域外の安全な避難場所とする。

(1) 避難者の誘導方法

- ア 避難者誘導に当たっての留意手順
 - A 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。
 - B 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の発生のおそれのある場所は、できるだけ避ける。
 - C 避難場所が、比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難する。
 - D 避難経路の危険箇所には、標識表示、なわ張等を行うか、避難誘導員（消防団員）を配置する。

E 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図る。

F 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう指導誘導する。

イ 避難誘導責任者

各地区の避難誘導責任者は、次のとおりである。

地区名	担当
指宿市全域	地区ごとの消防分団（消防分団長）

(2) 避難順位及び携帯品等の制限

ア 避難順位

A 災害時要援護者

B 災害の危険性のある地区住民

イ 携帯品の制限

ラジオ、常用薬、懐中電灯、カップ(傘)、ヘルメット(頭巾)、下着、 迷子札、防じん眼鏡、マスク、タオル、貴重品、携帯電話等
--

(3) 避難手段

ア 徒歩

イ 車両

ウ 航空機及び船舶

交通渋滞や放置車両による通行障害を引き起こすおそれがあるため、自家用車での避難は行わないよう広報する。

(4) 避難状況の把握・報告

ア 避難収容完了までの状況把握

イ 避難収容後の状況把握・報告

(5) 学校における避難の実施

ア 児童生徒が家庭にいる場合、保護者とともに避難する。

イ 児童生徒が学校にいる場合、学校長等とともに集合場所へ直行する。

5 避難所

(1) 避難所の開設

市長は、必要に応じ避難所を開設し、又状況によりあらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害及びその二次災害の危険性に配慮しつつ管理者の同意を得て避難所として開設する。なお、避難所一覧は別表2のとおりである。

避難誘導責任者は、集合時間を定めて所定の集結場所に住民を集め、あらかじめ用意した車両等に乗車させ、避難所まで輸送する。

(2) 避難所の運営管理

市長は、あらかじめ避難所の収容班長（学校長等の施設管理者）を定めておき、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、収容班長は次の点に留意し、万全な対処を行う。

ア 情報の伝達、食料、水等の配布

イ 清掃等については避難者自身が担当を決め、自主的になされるよう指導、指示し、状

況に応じて住民や自主防災組織，又他の近隣市町に対し協力を求める。

ウ 避難所ごとに，収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努める。

エ 避難所における生活環境に注意を払い，常に良好なものとするよう努める。

オ 避難者のプライバシーの確保に配慮する。

6 避難勧告・指示の解除

市長は，「開聞岳噴火災害対策連絡会議」の以下の事項についての検討結果を参考に，地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定するものとする。

- (1) 火山活動の沈静化の確認
- (2) 生活物資の確保
- (3) 情報伝達手段の確認
- (4) 緊急脱出手段の確保

7 災害時要援護者への配慮

高齢者，幼児，病人，障害者，観光客，外国人等いわゆる災害時要援護者の避難等については，以下の点に留意して優先して行う。

(1) 避難誘導

ア 市長は，日ごろから災害時要援護者等の掌握に努めるとともに，避難指示の伝達方法及び誘導方法について，事前に定めておく。

イ 特に自力で避難できない者に対しては，地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため，自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。

(2) 避難所

ア 避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者，障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。

イ 特に高齢者，障害者の避難所での健康状態の把握，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

ウ 災害時要援護者に向けた情報の提供については十分配慮するものとする。

8 緊急輸送活動

緊急，救急，医療，消火活動を迅速に行うために，又被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するために，交通を確保し緊急輸送を行う。

(1) 輸送拠点

市内各地区への物資等を効率的に輸送するための中継物流施設として次の施設を物資の輸送拠点とする。

表 2 - 4 開聞地域の輸送拠点

施設の名称	所在地	電 話
開聞コミュニティ消防センター	指宿市開聞十町2867	0993-32-3111
開聞老人福祉センター	指宿市開聞十町2756	0993-32-4295
指宿市立開聞小学校	指宿市開聞十町2399	0993-32-2010
物袋地区青少年研修センター	指宿市開聞十町5208	
十町西部地区農村研修センター	指宿市開聞十町4811-3	
上仙田地区営農研修館	指宿市開聞仙田1989-1	
下仙田地区農村研修センター	指宿市開聞仙田2270-6	
上野地区営農研修館	指宿市開聞上野1774-1	0993-32-5265
川尻ふれあい交流館	指宿市開聞川尻4985	0993-32-2059
指宿市立川尻小学校	指宿市開聞川尻5530	0993-32-2058

(2) 集積場所

災害時において調達した物資等や他市町村等からの救援物資を受け入れ、保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うため、次の施設を物資の集積場所とする。

表 2 - 5 開聞地域の集積場所

地 域	施設の名称	所在地
開 聞	開聞老人福祉センター	指宿市開聞十町2756

9 応急仮設住宅等

- (1) 県の応急仮設住宅の提供
- (2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達
- (3) 広域的避難収容

※「指宿市地域防災計画第3章第19節参照

第4章 災害復旧・復興

第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定

一般災害対策編第5部「災害復旧・復興」に準ずるものとする。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

一般災害対策編第5部「災害復旧・復興」に準ずるものとする。なお、降灰対策については、次による。

1 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、県、市、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図るものである。

ア 実施責任者

火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理するものが行うものとする。

この場合において、住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力するものとする。

イ 道路の降灰除去

A 主要道路の降灰除去は、国道指定区間については国が、その他の国道及び県道については県が、市道については市が行う。

B 主要道路以外の道路に関わる降灰除去は、市民が相互に情報を交換し降灰除去の迅速化、円滑化に努めるものとする。

C 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 宅地内の降灰除去

A 宅地内の降灰については、市民自らがその除去に努め、除去した降灰は、市長が指定する場所に集積し、市長はこれらを収集するものとする。

B 市は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため自治会等の自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努めるものとする。

エ 農地・山地・農作物対策

農作物によってその対応は微妙に異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区分して対応する。

2 溶岩対策

火山噴火に伴う溶岩の堆積量が少なければそれを取り除けるが、一般的には堆積量が多く取り除くことは困難である。地盤の性状を調査し安全性を確認した上で、土地利用を図るものとする。

3 火砕流対策

溶岩対策と基本的に同じであるが、溶岩の堆積物処理よりは取り除くことが可能であり埋め立等

に利用するなど対策を検討する。

第3節 計画的復興の進め方

一般災害対策編第5部「災害復旧・復興」に準ずるものとする。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

一般災害対策編第5部「災害復旧・復興」に準ずるものとする。

第5節 被災者への融資措置

一般災害対策編第5部「災害復旧・復興」に準ずるものとする。

別表 1 開聞岳噴火災害対策連絡会議の構成及び連絡表

機 関 名	主 管 課	電 話
鹿児島県	危機管理防災課	099-286-2258(直)
鹿児島県警察本部	警備課	099-206-0110(代)
指宿警察署	警備課	0993-22-2110(代)
鹿児島地方気象台	観測予報課	099-250-9916
京都大学防災研究所附属火山活動研究センター桜島観測所		099-293-2058
国立大学法人 鹿児島大学	理学部	099-285-7111(代)
第十管区海上保安本部	救難課	099-250-9800(代)
陸上自衛隊第12普通科連隊	第3科	0995-46-0350(代)
海上自衛隊第1航空群	当直室	0994-43-3111(代)
日本赤十字社鹿児島県支部	事業推進課	099-252-0600(代)
九州運輸局鹿児島運輸支局(谷山港庁)	総務企画課	099-261-9191(代)
九州運輸局鹿児島運輸支局(本庁舎)	監理課	099-222-5660(代)
九州農政局鹿児島地域センター	消費・安全グループ	099-222-0121(代)
N T T 西日本鹿児島支店	サービス運営	099-258-8520(代)
九州電力(株)鹿児島営業所	系統計画グループ	0120-986-804(代)
南九州市頰娃支所	地域振興課	0993-36-1111(代)
指宿市	危機管理課	0993-22-2111(代)
指宿地区消防組合消防本部	警防課	0993-22-5111

別表 2

施設名称	所在地	電話番号
開聞コミュニティ消防センター	指宿市開聞十町2867	0993-32-3111
物袋地区青少年研修センター	指宿市開聞十町5208	
十町西部地区農村研修センター	指宿市開聞十町4811-3	
上仙田地区営農研修館	指宿市開聞仙田1989-1	
下仙田地区農村研修センター	指宿市開聞仙田2270-6	
上野地区営農研修館	指宿市開聞上野1774-1	0993-32-5265
川尻ふれあい交流館	指宿市開聞川尻4985	0993-32-2059